

議第 37 号

下呂市消防関係手数料条例の一部を改正する条例について

下呂市消防関係手数料条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり定める。

令和 6 年 2 月 22 日提出

下呂市長 山 内 登

提 案 理 由

地方公共団体の手数料の標準に関する政令（平成 12 年政令第 16 号）の一部改正に伴い、当該条例の一部を改正するもの。

改正後					改正前				
			危険物の貯蔵最大数量が10万キロリットル以上20万キロリットル未満のもの	2,740,000円				危険物の貯蔵最大数量が10万キロリットル以上20万キロリットル未満のもの	2,270,000円
			危険物の貯蔵最大数量が20万キロリットル以上30万キロリットル未満のもの	5,640,000円				危険物の貯蔵最大数量が20万キロリットル以上30万キロリットル未満のもの	4,550,000円
			危険物の貯蔵最大数量が30万キロリットル以上40万キロリットル未満のもの	7,240,000円				危険物の貯蔵最大数量が30万キロリットル以上40万キロリットル未満のもの	5,820,000円
			危険物の貯蔵最大数量が40万キロリットル以上のもの	8,790,000円				危険物の貯蔵最大数量が40万キロリットル以上のもの	7,070,000円
			岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所の款～屋外貯蔵所の項 (略)				岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所の款～屋外貯蔵所の項 (略)		
		取扱所の款 (略)					取扱所の款 (略)		
	3 法第11条第1項後段の規定による変更の許可の款～8 法第14条の3第1項又は第2項の規定による保安に関する検査の款 (略)					3 法第11条第1項後段の規定による変更の許可の款～8 法第14条の3第1項又は第2項の規定による保安に関する検査の款 (略)			
二 条例に規定する指定数量未満の危険物又は指定可燃物に関する事務の部～三 取締法の施行に関する事務の部 (略)					二 条例に規定する指定数量未満の危険物又は指定可燃物に関する事務の部～三 取締法の施行に関する事務の部 (略)				
四	22 保安法第5条第1項の規定に基づく高压ガスの製造の許可の申請に対する審査	高压ガスの製造許可	イ 保安法第5条第1項第1号に該当する者(口に掲げる者を除く。)		四	22 保安法第5条第1項の規定に基づく高压ガスの製造の許可の申請に対する審査	高压ガスの製造許可	イ 保安法第5条第1項第1号に該当する者(口に掲げる者を除く。)	
施行に関する事務			ロ 保安法第5条第1項第1号に該当する者であつて移動式製造設備(高压ガスの製造のための設備で移動すること	処理容積が100立方メートル以上200立方メートル未満の設備に係るものの項～処理容積が10,000,000立方メートル以上の設備に係るものの項 (略)	施行に関する事務			ロ 保安法第5条第1項第1号に該当する者であつて移動式製造設備(高压ガスの製造のための設備で移動すること	処理容積が100立方メートル以上200立方メートル未満の設備に係るものの項～処理容積が10,000,000立方メートル以上の設備に係るものの項 (略)

改正後				改正前			
			<p>ができるように設計したものをいう。以下同じ。)のみを使用して高压ガスの製造をするもの(当該移動式製造設備について液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(昭和42年法律第149号)第37条の4第1項の許可を受けた者の許可の申請に対する審査にあつては、6,000円)</p> <p>ハ 保安法第5条第1項第2号に該当する者の款 (略)</p>				<p>ができるように設計したものをいう。以下同じ。)のみを使用して高压ガスの製造をするもの</p> <p>ハ 保安法第5条第1項第2号に該当する者の款 (略)</p>
<p>23 保安法第14条第1項の規定に基づく高压ガスの製造のための施設の位置、構造若しくは設備の変更の工事又は製造をする高压ガスの種類若しくは製造の方法の変更の許可の申請に</p>				<p>23 保安法第14条第1項の規定に基づく高压ガスの製造のための施設の位置、構造若しくは設備の変更の工事又は製造をする高压ガスの種類若しくは製造の方法の変更の許可の申請に</p>			

改正後		改正前	
	対する審査の款～30 保安法第49条の2第1項に規定する付属品検査又は同法第49条の第4第1項に規定する付属品再検査の款 (略)		に対する審査の款～30 保安法第49条の2第1項に規定する付属品検査又は同法第49条の第4第1項に規定する付属品再検査の款 (略)
五	液石法の施行に関する事務の部 (略)	五	液石法の施行に関する事務の部 (略)

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

【参考資料】

下呂市消防関係手数料条例の一部を改正する条例要綱

1. 改正理由

地方公共団体の手数料の標準に関する政令（平成 12 年政令第 16 号）の一部改正に伴い、当該条例の一部を改正するものです。

2. 概要

(1) 浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所の設置の許可に係る手数料を改めます。

(別表関係)

(2) 移動式製造設備の設置の許可等に係る手数料を追加します。

(別表関係)

(3) この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行します。

(附則関係)